

## 辰巳ダム裁判第20回口頭弁論：(土地収用法に基づく事業認定処分取消訴訟事件，民事部合議B係)

2011年2月27日(月) 14:00～，金沢地方裁判所仮庁舎第1号法廷。

### 【裁判の経過】

原告がこれまで準備書面を通じて主張してきた内容を各争点ごとにまとめた骨子を提出。今後，原告が証人を立てて主張の妥当性を証明する段階(立証)に入る予定。

### 【提出した主張の骨子】

7つの争点のうち，治水と地すべりについて内容の一部を以下に紹介。

**治水**については，辰巳ダムの根拠となっている基本高水ピーク流量について，つぎのような指摘。①計算過程が不合理であり，著しく過大な数値を算出する危険性が認められること ②著しく過大であることは一見して明白であること ③石川県及び事業認定庁は実効的な検証を行う責務を負うこと ④実効的な検証が行われていないこと ⑤妥当であるという判断過程は著しく不合理であること その結果，その行政裁量に濫用があり，違法であること。

**地すべり**については，つぎのような指摘をしている。①鴛原超大規模地すべり地(L3ブロック)の末端地すべりの検討がされていないこと，②L3ブロックをL3-1とL3-2に分断するという石川県説明が矛盾だらけであること ③L3ブロックを1つと見た場合の安全率低下が5%と推定されるにもかかわらず安定対策工がされていないこと ④L3ブロックの安全性確保の想定水位について「ダム堤体の安全性確保」で想定した水位135.5メートルの検討がされていないこと ⑤対岸の瀬領地区の初生地すべりの危険性を検討していないこと ⑥これらの地すべりの危険性について学識経験者の意見を聴くべきという河川法上の手続きを踏んでいないという瑕疵があること その結果，考慮すべき点を考慮しておらず，重要な事実につき誤認があり重要な事実の基礎を欠いているので，裁量権を逸脱，濫用したものであり違法であること。

### 【立証計画の提出】

原告側の主張に沿った証言していただく予定になっている証人は，つぎのとおり。奥西一夫京都大学名誉教授，上野鉄男元京都大学防災研究所助手，宮江伸一元金沢大学教授，花輪伸一元WWFJapan自然保護室次長，本間勝美森の都愛鳥会会長，中登史紀犀川の河川整備を考える会代表。

### 【試験湛水】

試験湛水は1月11日に始まり，38日目の2月17日に満水となった。1日満水状態を続け，その後1日に1m程度の早さで水位を下げ，今日現在，水位は126.48メートル(辰巳ダム事務所調べ)。第2回の「試験湛水監視ツアー」は27日午前に実施。空になるのはまだ1ヶ月以上かかりそうなので，当初予定していた3月18日(日)の監視ツアーも復活することに。

右の写真は，試験湛水満水から10日後の2月27日午前の様子。水位は126.48メートル。左岸の鷹ノ巣城付砦の青谷砦があった崖地もすっかり削り取られて巨大なコンクリートの塊が張り付いている。ダムは自然環境を大きく改変してしまうやっかいな存在である。石川県の法に準じたという自然環境アセスメントでは，「軽微な影響」ととどまり，自然環境にやさしい穴あきダムということになっている。



### 【今後の予定】

試験湛水監視ツアー(予定) 3月18日(日)  
午後13時から，鷹ノ巣トンネルの前に集合  
第21回口頭弁論 開催日は未定